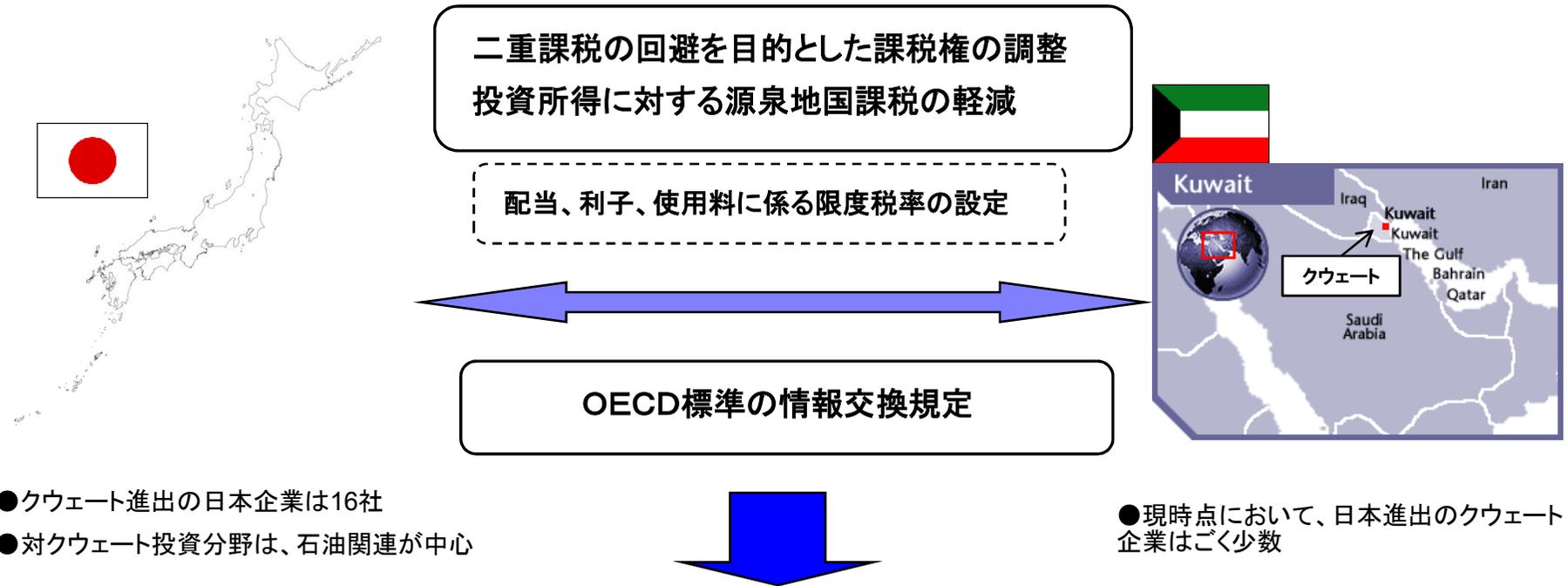


日・クウェート租税条約

租税条約とは、国境を越える経済活動に対する課税権を調整することにより、国際的な二重課税を回避し二国間の投資交流を促進すること、及び税務当局間の国際協力の推進を通じ脱税を防止することを主な目的とするもの。



(参考) 今後の交渉相手国(2010年2月現在)

- アラブ首長国連邦(交渉中)
- サウジアラビア(基本合意)
- スイス(改正について基本合意)
- オランダ(改正について基本合意)

(参考) 我が国が今までに締結した租税条約は、47条約、58か国。

近年は、投資所得に対する源泉地国課税を軽減することにより投資交流の促進を図ること、OECD標準に沿った情報交換規定を設けることなどを基本方針として交渉している。